鉾田・大洗広域事務組合職員の職名に関する規則

制定　令和３年４月１日規則第７号
改正　令和６年３月 29 日規則第２号

（趣旨）

第１条　この規則は、別に定めがあるもののほか、鉾田・大洗広域事務組合職員定数条例（令和３年鉾田・大洗広域事務組合条例第 10 号）第１条に規定する職員の職名に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員の職名）

第２条　職員の職名は、事務局長、副参事、事務局長補佐及び係長とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和６年規則第２号）

この規則は、令和６年４月１日から施行する。